

額につき旧法人税法第八十一条の三十一の規定の適用があつたときは、当該連結所得の金額に相当する金額からその適用に係る連結欠損金額を控除した金額）

ロ 当該内国法人の当該前二年内事業年度の個別所得金額（旧法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。ハにおいて同じ。）

ハ 当該前二年内事業年度終了の日において当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人の同日に終了する連結事業年度の個別所得金額の合計額

三 当該欠損事業年度終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度に係る前号に掲げる金額に準ずる金額  
当該事業年度の所得の金額

（青色申告に関する経過措置）

第三十六条 内国法人が旧法人税法第四条の五第二項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合（附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合を含む。）又は旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合（附則第十六条第三項の規定に

よりなお従前の例により旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合を含む。）において旧法人税法第二百二十二条第二項第六号から第八号までに掲げる事業年度以後の各事業年度の旧法人税法第二百二十一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとするときにおける旧法人税法第二百二十二条第一項の申請書の提出期限及び旧法人税法第二百五条の規定により承認があつたものとみなされる日については、なお従前の例による。

2 附則第二十九条第二項の規定の適用を受けた内国法人の最終の連結事業年度の翌事業年度以後の各事業年度の新法人税法第二百一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとするときにおける新法人税法第二百二十二条第一項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該翌事業年度開始の日以後三月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日とする。

3 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた内国法人に係る新法人税法第二百七条の規定の適用については、同条第一項第一号中「前条第一項」とあるのは「前条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第三

条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第四条の四第一項（連結法人の帳簿書類の保存）」と、同項第二号中「指示」とあるのは「指示又は旧法人税法第四条の四第二項の規定による国税庁長官、国税局長若しくは税務署長の指示」と、同項第四号中「申告書を」とあるのは「申告書又は旧法人税法第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書を」と、「当該」とあるのは「これらの」と、同条第三項及び第四項中「又は」とあるのは「若しくは」とする。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例に関する経過措置）

第三十七条 連結親法人の最終連結事業年度（令和四年三月三十一日以後に終了する連結事業年度をいう。

以下この項において同じ。）が終了した場合には、その終了したことは、旧法人税法第三百三十五条第三項各号に掲げる事実とみなし、その最終連結事業年度の旧法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限は、旧法人税法第三百三十五条第三項に規定する最終申告期限とみなして、附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第三百三十五条の規定を適用する。

2 連結親法人が前項に規定する提出期限前にした旧法人税法第三百三十五条第四項の規定による還付の請求については、なお従前の例による。

（地方法人税の中間申告に関する経過措置）

第三十八条 新地方法人税法第十六条第一項に規定する法人の令和四年四月一日以後に開始する同項に規定する課税事業年度において、当該課税事業年度の前課税事業年度の期間が連結事業年度（旧地方法人税法第二条第十三号に規定する連結事業年度をいう。以下この条及び附則第四十条において同じ。）に該当する場合には、その法人が提出すべき当該課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該連結事業年度である当該前課税事業年度のその法人に係る旧地方法人税法第十六条第一項第一号イに規定する連結地方法人税個別帰属支払額（次項において「連結地方法人税個別帰属支払額」という。）で新地方法人税法第十六条第一項に規定する六月経過日（次項及び第四項において「六月経過日」という。）の前日までに確定した当該課税事業年度開始の日の前日の属する課税事業年度の同号に規定する地方法人税額（次項及び第四項において「地方法人税額」という。）に係るものを当該法人の当該前課税事業年度の月数で除し、これに同条第一項第一号に規定する中間期間の月数を乗じて計算した金額とする。

2 新地方法人税法第十六条第一項の場合において、同項の法人が同条第二項各号に掲げる期間内に行われ

た適格合併（法人を設立するものを除く。）に係る合併法人又は法人を設立する適格合併に係る合併法人であるとき（その法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了したこれらの適格合併に係る被合併法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい課税事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合に限る。）は、同項及び同条第三項の規定の適用については、当該被合併法人の同条第二項第一号に規定する被合併法人確定地方法人税額は、当該最も新しい課税事業年度の当該被合併法人の連結地方法人税個別帰属支払額で六月経過日の前日までに確定した当該最も新しい課税事業年度の地方法人税額に係るものとする。

3 前二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項の連結事業年度に該当する課税事業年度の旧地方法人税法第十九条第一項の規定による申告書の提出期限が同条第五項の規定により当該課税事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に地方法人税額が確定したときは、六月経過日の前日ま

でに当該地方法人税額が確定したものとみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付に関する経過措置）

第三十九条 内国法人について附則第三十五条第二項の規定の適用がある場合における新地方法人税法第二十三条の規定の適用については、第一号に掲げる金額に、第二号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額（当該合計額が零である場合には、零）をもつて同項に規定する前二年内事業年度に該当する課税事業年度の同条第一項に規定する地方法人税の額とみなす。

一 当該課税事業年度の旧地方法人税法第二十三条第一項に規定する地方法人税の額（既に同項の規定の適用がある場合には、当該地方法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額）

二 前号に掲げる地方法人税の額に係る地方法人税の負担額として当該内国法人に帰せられる金額として旧地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額

三 第一号に掲げる地方法人税の額に係る地方法人税の負担額として当該課税事業年度終了の日において当該内国法人との間に旧地方法人税法第二条第九号に規定する連結完全支配関係がある他の連結法人

（同条第八号に規定する連結法人をいう。）に帰せられる金額として旧地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額の合計額

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の還付の特例に関する経過措置）

第四十条 連結親法人（旧地方法人税法第二条第六号に規定する連結親法人をいう。次項において同じ。）の最終課税事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が令和四年三月三十一日以後に終了する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）が終了した場合には、その終了したことは、旧地方法人税法第二十九条第三項各号に掲げる事実とみなし、その最終課税事業年度の旧地方法人税法第十九条第一項の規定による申告書の提出期限は、旧地方法人税法第二十九条第三項に規定する最終申告期限とみなして、附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧地方法人税法第二十九条の規定を適用する。

2 連結親法人が前項に規定する提出期限前にした旧地方法人税法第二十九条第四項の規定による還付の請求については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条 第五条の規定による改正後の相続税法第三十六条第三項の規定は、施行日以後に同条第一項第三号に定める日が到来する贈与税について適用する。

（高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四十二条 第六条の規定による改正後の消費税法（以下附則第四十六条までにおいて「新消費税法」という。）第十二条の四第二項の規定は、事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。附則第四十四条及び第四十六条において同じ。）が施行日以後に消費税法第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなった場合について適用する。

（小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等の特例に関する経過措置）

第四十三条 新消費税法第十八条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に開始する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下附則第四十七条までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

（居住用賃貸建物の仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措置）



第四十四条 新消費税法第三十条第十項の規定は、令和二年十月一日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物（同項に規定する居住用賃貸建物をいう。以下この条において同じ。）に係る課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条及び附則第四十六条第二項において同じ。）及び同日以後に保稅地域（消費税法第二条第一項第二号に規定する保稅地域をいう。以下この条及び附則第四十六条第二項において同じ。）から引き取られる居住用賃貸建物に係る課税貨物（消費税法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十六条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この条に係る課税仕入れ等の税額（消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に国内において事業者が行った居住用賃貸建物に係る課税仕入れ及び同日前に保稅地域から引き取った居住用賃貸建物に係る課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が令和二年三月三十一日までに締結した契約に基づき同年十月一日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れ及び同日以後に保稅地域から引き取られる居住用賃貸建物に係る課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、新消費税法第三十条第十項の規

定は、適用しない。

(法人の確定申告書の提出期限の特例に関する経過措置)

第四十五条 新消費税法第四十五条の二第一項及び第二項の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度及び連結事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。附則第四十七条において同じ。)終了の日の属する課税期間について適用する。

(非課税とされる住宅の貸付けに関する経過措置)

第四十六条 新消費税法別表第一第十三号の規定は、施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)及び課税仕入れについて適用し、施行日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れについては、なお従前の例による。

2 建物の貸付け(資産の譲渡等で新消費税法別表第一第十三号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの(第六条の規定による改正前の消費税法別表第一第十三号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。))を

いう。以下この項において同じ。）を行う事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、建物の貸付けに係る業務の用に供するため、施行日前に国内において調整対象固定資産（同法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産をいう。以下この項において同じ。）の課税仕入れを行った、又は施行日前に調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取った場合には、当該調整対象固定資産を施行日以後引き続き当該業務の用に供している間は、当該調整対象固定資産については、同法第三十四条第一項に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供しているものとみなして、同条の規定を適用する。

（連結法人の確定申告書の提出期限の特例に関する経過措置）

第四十七条 令和四年四月一日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人の旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）終了の日の属する課税期間については、第七条の規定による改正前の消費税法（次項において「四年旧消費税法」という。）第四十五条の二の規定は、なおその効力を有する。

2 四年旧消費税法第四十五条の二第二項の規定の適用を受ける法人が、附則第三十四条の規定により、新

法人税法第七十五条の二第一項の提出期限の延長がされたものとみなされる場合には、令和四年三月三十一日以後最初に終了する連結事業年度終了の日の翌日において当該法人の第七条の規定による改正後の消費税法第四十五条の二第一項の届出書が提出されたものとみなす。

（酒税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条 第八条の規定による改正後の酒税法（次項において「新酒税法」という。）第十九条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する事業譲渡について適用する。

2 新酒税法第二十九条の規定は、施行日以後に酒税法第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限が到来する酒税について適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来した酒税については、なお従前の例による。

（葉巻たばこに係るたばこ税の課税標準に関する経過措置）

第四十九条 この附則に別段の定めがあるものを除き、令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

2 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの間に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域

（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下この条において同じ。）から引き取られる葉巻たばこに係る第九条の規定による改正後のたばこ税法（以下この条及び次条において「新たばこ税法」という。）第十条第二項の規定の適用については、同項ただし書中「二グラム未満」とあるのは「〇・七グラム未満」と、「一本に」とあるのは「〇・七本に」とする。

3 令和二年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された前項の規定により読み替えて適用する新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこで、たばこ税法第十二条第三項（次条の規定によりなお従前の例によることとされる第九条の規定による改正前のたばこ税法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係るたばこ税法第十二条第三項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この条において「平成三十年改正法」という。）附則第四十九条第三項の規定の適用については、同項中「おける加熱式たばこ」とあるのは「おける加熱式たばこ及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附

則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する令和二年改正法第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこ」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「計算した加熱式たばこ」とあるのは「計算した加熱式たばこ及び令和二年改正法附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十条第二項ただし書の規定により算定した葉巻たばこ」とする。

- 4 令和三年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における平成三十年改正法附則第四十九条第四項の規定の適用については、同項中「おける加熱式たばこ」とあるのは「おける加熱式たばこ及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこ」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「計算した加熱式たばこ」とあるのは「計算した加熱式たばこ及び同法第十条第二項ただし書の規定により算定した葉巻たばこ」とする。

- 5 平成三十年改正法附則第五十条第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令

和二年十月一日前に保税地域から引き取られた第二項の規定により読み替えて適用する新たなばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における平成三十年改正法附則第五十条第三項の規定の適用については、同項中「おける加熱式たばこ」とあるのは「おける加熱式たばこ及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する令和二年改正法第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこ」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「計算した加熱式たばこ」とあるのは「計算した加熱式たばこ及び令和二年改正法附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十条第二項ただし書の規定により算定した葉巻たばこ」とする。

6 平成三十年改正法附則第五十条第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和三年十月一日前に保税地域から引き取られた新たなばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における平成三十年改正法附則第五十条第四項の規定の適用については、同項中「おける加熱式たばこ」とあるのは「おける加

熱式たばこ及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこ」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「計算した加熱式たばこ」とあるのは「計算した加熱式たばこ及び同法第十条第二項ただし書の規定により算定した葉巻たばこ」とする。

7 製造たばこの製造者又は販売業者が、令和二年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所ので第二項の規定により読み替えて適用する新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこを販売のため所持する場合における平成三十年改正法附則第五十一条第九項の規定の適用については、同項中「にあつては、」とあるのは「にあつては」と、「本数」とあるのは「本数、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する令和二年改正法第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこにあつては令和二年改正法附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十条第二項ただし書の規定により算定したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数」とする。



8 製造たばこの製造者又は販売業者が、令和三年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所  
所で新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこを販売のため所持する場合における平成三  
十年改正法附則第五十一条第十一項の規定の適用については、同項中「にあつては、」とあるのは「に  
あつては」と、「本数」とあるのは「本数、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第  
号）第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこにあつては同項  
ただし書の規定により算定したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数」とする。

（たばこ税の輸出免税に関する経過措置）

第五十条 新たばこ税法第十四条の規定は、施行日以後にたばこ税法第十七条第一項の規定による申告書の  
提出期限が到来するたばこ税について適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来したたばこ税につ  
いては、なお従前の例による。

（揮発油税法等の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条 第十条の規定による改正後の揮発油税法第十五条、第十一条の規定による改正後の石油ガス税  
法第十一条及び第十二条の規定による改正後の石油石炭税法第十一条の規定は、施行日以後に揮発油税法

第十条第一項、石油ガス税法第十六条第一項又は石油石炭税法第十三条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税について適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来した揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 第十三条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）

第七十条第四項の規定は、施行日以後に同条第一項第三号に定める日が到来する国税について適用する。

2 新国税通則法第七十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新国税通則法第七十条第一項各号に定める期限又は日が到来する国税について適用する。

3 新国税通則法第七十二条第一項の規定は、施行日以後に新国税通則法第七十条第一項各号に定める期限又は日が到来する国税について適用し、施行日前に第十三条の規定による改正前の国税通則法第七十条第一項各号に定める期限又は日が到来した国税については、なお従前の例による。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条 第十四条の規定による改正後の国税徴収法（以下この条において「新国税徴収法」という。）

第九十九条の二（新国税徴収法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百六条の二（同項において準用する場合を含む。）、第百七条第一項、第百八条第五項並びに第百十三条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年一月一日以後に国税徴収法第九十五条の規定により行う公告に係る公売又は同日以後に新国税徴収法第九十九条第二項において準用する国税徴収法第九十八条第一項の規定により行う見積価額の決定に係る随意契約による売却について適用し、同日前に同法第九十五条の規定により行つた公告に係る公売又は同日前に第十四条の規定による改正前の国税徴収法第九十九条第二項において準用する国税徴収法第九十八条第一項の規定により行つた見積価額の決定に係る随意契約による売却については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第五十四条 別段の定めがあるものを除き、第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十五条 新租税特別措置法第十条の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十六条 新租税特別措置法第十条の五の規定は、個人の令和二年分以後の年分（特例対象年分を除く。）の所得税について適用し、個人の令和元年分以前の年分（特例対象年分を含む。）の所得税については、なお従前の例による。

2 前項に規定する特例対象年分とは、施行日前に地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第三項の認定を受けた個人の令和二年分以後の年分（当該個人が施行日以後に同項の認定又は同条第四項の規定による変更の認定を受ける場合におけるこれらの認定を受ける日の属する年分以後の年分を除く。）をいう。

3 個人で働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第